



## あなたの勇気で救える命がある AED普及啓発期間

市消防本部では7月1日～10日を「AED普及啓発期間」とし、公共施設のAED点検やAED使用可能登録施設の設置状況確認を実施しています。

普及啓発期間に限らず、AEDの貸し出しをはじめ心肺蘇生法やAEDの使用方法を学ぶ救命講習会も実施しています。申込方法や相談は担当へ。

### AEDの使い方



①ふたを開けて電源を入れる◇電源ボタンを押すタイプもあります

②電極パッドを胸に貼りつける(位置は電極パッドに記載されています)

③電気ショックが必要と判断されるとボタンが点滅するのでボタンを押す

※電源を入れると音声ガイダンスが流れます

※救急隊が到着するまでAEDの使用と胸骨圧迫(心臓マッサージ)を行うことで、救命率が高まります

### オートショックAEDについて

電気ショックが必要と判断した場合に装置が自動で電気ショックを行うため、ショックボタンがありません。電極パッド貼り付け後、カウントダウンまたはブザー音が流れた後に自動的に電気ショックを行います。このタイプのAEDには右のロゴマークが表示されています。説明書をよく確認し操作してください。



画像提供: JEITA

### 使用可能施設の登録

現在、救助者からの要請に対して速やかにAEDを提供できる場所として、市内約200カ所の施設がAED使用可能施設として登録されています。該当施設には、右の登録マークが掲示されているほか、市ホームページにもマップを掲載しています。AEDを設置して使用可能施設の登録をしていない場合は、担当へご連絡ください。

消防管理課 ☎95-0119



## 食品ロスを削減しよう

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことです。日本では、令和4年度に約472万トンの食品ロスが発生したと推計されており、これは、国民全員がおにぎり約1個分(103g)を毎日捨てていることとなります。市内の家庭から出た燃やすごみの割合のうち、3分の1以上が食べ残しや調理くずなどの食品から出たごみでした。食品ロスを減らすことで、ごみを減らすだけでなく、食費の節約にもつながります。

### 家庭でできる取り組み

◆食べられる分だけ作る。食べ残しは冷凍保存やアレンジレシピで活用する  
◆野菜の皮や茎などの食べられるところも捨てずに調理する  
◆買い物前に冷蔵庫の食材をチェックし、買いすぎを防ぐ

### 外食時にできる取り組み

食べ残しを持ち帰るために容器を提供している場合もあるため、飲食店に確認してみましょう。国では、「mottECO」という名称で、飲食店で食べ残した料理を持ち帰る取り組みを推進しています。「mottECO」のマークがあるお店は、食べ残しの持ち帰りを推奨しています。飲食店の説明をよく確認し、食中毒の危険性などを十分に理解した上で持ち帰りましょう。

清掃リサイクル課 ☎94-7502



### SNSなどで市の情報を発信中

広報いせはらでは伝えきれない市の情報を、各SNSで随時お知らせしています。

広報戦略課 ☎94-4864



## 誰でも、どこでも、自分らしく 6月23日～29日は男女共同参画週間

性別役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性と多様性を尊重し、能力を発揮できる社会を実現するためには、一人一人の理解と取り組みが必要です。この機会に、私たちの周りのパートナーシップについて考えてみませんか。

### 男女共同参画について考える展示会を開催します

男女共同参画のさまざまなテーマに関するパネル展示などを行います。

とき 6月23日(月)～30日(月)

ところ 市役所1階ロビー

### DV・児童虐待で悩んでいませんか～まずはご相談ください～

DV(ドメスティックバイオレンス)は、配偶者やパートナーなどからの身体的・精神的・性的・経済的暴力などのことで、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。また、パートナーだけでなく、子どもの成長・発達にも大きな影響を与えます。児童虐待防止法では、子どもの前

で配偶者や家族に暴力をふるうことを子どもへの虐待として禁止しています。

家族や親子関係で心配事や悩み事はありますか。つらい、苦しいと感じたら、一人で悩まずにまずはご相談ください。相談は無料で、相談者の秘密は固く守られます※緊急の場合は、110番または最寄りの警察署へご相談ください

相談窓口		受付日時
D V 相 談	DV相談 ☎91-9237	平日 午前9時～正午、午後1時～5時
	女性のためのDV相談窓口 ☎0466-26-5550	平日 午前9時～午後9時 土・日曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時
	女性への暴力相談「週末ホットライン」 ☎045-534-9551	土・日曜日 午後5時～9時 祝日 午前9時～午後9時
	多言語による相談窓口(13カ国語対応) ☎090-8002-2949	平日 午前10時～午後5時
D V 相 談	被害者相談窓口 ☎045-662-4530	平日 午前9時～午後9時
	DV相談 ☎045-662-4531	月・木曜日(祝日を除く) 午後6時～9時
児 童 虐 待 相 談	警察総合相談 ☎#9110または☎045-664-9110	24時間対応
	DV相談+(プラス) ☎0120-279-889	24時間対応
	DV相談ナビ ☎#8008 ※最寄りの相談機関につながります	機能によって異なります
	子ども家庭相談課 ☎94-4642	平日 午前8時30分～午後5時
児 童 虐 待 相 談	テレホン相談(子ども家庭110番) ☎0466-84-7000	毎日 午前9時～午後8時
	LINE ☎左のQRコードから	月～土曜日 午前9時～午後9時
	児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 ※児童相談所につながります	24時間対応
	児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783	24時間対応

※年末年始は相談をお休みします(24時間・毎日対応の相談窓口を除く)

人権・広聴相談課 ☎94-4716

## ご存知ですか 応急危険度判定

大地震の被害を受けた建築物は、余震による倒壊などで二次災害を引き起こす危険性があります。こうした被害を防ぐため、市では地震発生後にできる限り早く応急危険度判定を行います。

判定士が建築物を調査し、当面の使用の可否を3段階で判定します。調査が完了した建築物には判定標識を表示します。判定士は腕章を着け、認定証を携帯し活動します。

### 判定標識



調査済(緑色) 要注意(黄色) 危険(赤色)

※判定結果は、り災を証明するものではありません

建築住宅課 ☎94-4783